

告示

埼玉県告示第八百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団埼玉仁会 埼玉クリニック 蕨	蕨市中央一―一三―七	令和二年五月三十一日
清水眼科医院	草加市谷塚一―九―一	令和二年五月三十日
岩堀クリニック	狭山市南入曾五五四―一入曾ダイヤモンドビル二〇五号	令和二年五月二十九日
さいたま往診クリニック	富士見市鶴瀬東一―六―一―鶴瀬SSビル一階B	令和二年七月七日
ひまわりクリニック	熊谷市本石二―二三八サクラハイツ一〇一	令和二年六月十六日
医療法人堀川会 堀川病院	本庄市本庄一―四―一〇	令和二年五月三十一日
医療法人高橋外科整 形外科	本庄市千代田一―四―二二	令和二年三月三十一日

荒木 文雄	氏名	住所	
鍼灸 平安堂	名称	施 術 所	所在地
八 B	入間市下藤沢四八四		廃止年月日
一日	令和二年五月三十		

二 指定施術機関

のぞみ元気薬局	有限会社山口薬局	井上歯科クリニック	いながき歯科クリニック	戸田えがお歯科	わらびスマイル歯科 クリニック	水村医院	医療法人慶聴会 矢 澤クリニック北本	玲子内科クリニック
本庄市本庄一―九―三	熊谷市本石一―一四四	坂戸市千代田三―二―一若葉駅前ハイツ 一F	狭山市水野四〇五―九六	戸田市下戸田一―一八―二パティオ戸 田公園二F	蕨市錦町一―二―一イトーヨーカド ―錦町店二F	日高市原宿二一六―一	北本市北本一―一〇七江利川ビル一階	新座市栗原五―二―一七 二F
令和二年六月一日	令和二年五月三十 一日	令和二年六月二十 日	平成三十年四月三 十日	平成二十九年十月 七日	令和二年五月三十 一日	令和二年五月三十 一日	令和二年五月三十 一日	令和二年五月三十 一日